

## 筑波大学山岳科学センター UAV（ドローン）に関する運用規約

[平成 30 年 6 月 12 日 山岳科学センター長決定]

平成 30 年 12 月 11 日 改定

本規約は山岳科学センター（以下、MSC）が所管する（MSC の予算により導入された）UAV（ドローン）が安全に利用・運用されるために定めるものである。

### 1. 運用体制

UAV の運用に関わる規約，安全対策等はそれらの変更も含めて MSC 運営委員会にて議論・決定される。

### 2. 機材の管理

- イ) 機材毎に管理者を定め，管理者（備品あるいは資産登録された機材についてはその登録された管理者）が管理を行う。
- ロ) 原則的に機体毎に適切な賠償責任保険（法人事業での使用に対応のもの）に加入する。

### 3. 使用要件

- イ) 使用は MSC 構成員およびその指導学生に限る。
- ロ) 使用に当たっては，学生の場合は，学研災付帯賠償責任保険（A コース）に加入する。
- ハ) 飛行区域の土地所有者に許可を得る。
- ニ) 使用および使用目的について管理者の承諾を得る。
- ホ) 初めて使用する者は使用経験者から操縦方法の指導を受け，使用経験者の監督の下で使用する。
- ヘ) 国土交通省の「無人航空機（ドローン・ラジコン機等）の安全な飛行のためのガイドライン」（国土交通省 航空局，平成 30 年 3 月 27 日，<http://www.mlit.go.jp/common/001228024.pdf>）を遵守する。
- ト) 安全な飛行が可能かどうか天候を慎重に判断する。
- チ) 使用前に機材の整備点検を行う。※バッテリーの充電も十分か確認する。
- リ) 使用後に機材の整備点検を行い，異常がある場合は管理者に報告する。